百々裏話（43）

おもて　あきら

〔音曲道歌雑考―その五―〕

＊歌の漢数字は本稿掲載道歌の通し番号、算用数字は当該道歌群中の歌順を示す。

(3) **集鼓之和歌**

「その一」に翻印した三十首糸道歌は、鴻山文庫蔵『拍子秘書』、能楽研究所蔵『袖かゞみ』等、宮増系の鼓伝書四種によつたものであつたが、これらの鼓伝書は、既に言及したように、三十首の音曲道歌に続けて、「集鼓之和歌」と題する三十首の鼓に関する道歌を掲載している。広い意味での音曲道歌の一種と認めてよいものであろうから、四種の本を校合した結果に基づいて、その全容を翻印しておきたい。

1、第一に身なり顔持ち大事なり
　鼓は打たで打たればしすな　（一三四）

2、第二には声の高きをいましめて
　憂き裏声ぞ耳にあまれる　（一三五）

3、第三に刻み高きを嫌ふべし
　したるきかたへ殊にかたぶく　（一三六）

4、第四にも乙がちなるも嫌ふべし
　こびたる芸はいやしくもあり　（一三七）

5、第五にはうはつく事をほめざれは
　またしたるきもいかゞあるべき　（一三八）

6、しほを得て打つ手は時の花なれや
　終の花をば誰か知るべき　（一三九）

7、文のなき能は鼓が文なれば
　有文無文にかはり有るべし　（一四〇）

8、初中後の拍子三略長短の
　心を知るは器用人なり　（一四一）

9、手を打たばしばし控へてしほを得ん
　無用を打てば肝要はなし　（一四二）

10、上略や中略下略乎の品を
　略して置くも詰め開きなり　（一四三）

11、うたふ時拍子ばかりを頼みにて
　手打ちだてして碇を知らずや　（一四四）

12、大小の揃ひて乱舞ある時は
　扇拍子の高きもぞ憂き　（一四五）

13、音曲の文字のくさりや延べ宿め
　心にかけてはやすべきなり　（一四六）

14、稽古をば内を外様と思ふべし
　外様を内とくつろぎて打て　（一四七）

15、音曲にしのふ鼓と思ひけり
　余れば送り足らねばぞ取る　（一四八）

16、論義こそやすく聞えて大事なれ
　音曲のうちいかが打つべき　（一四九）

17、音曲に人をあなどる事なかれ
　壁に耳あり石に口あり　（一五〇）

18、京ゐなか替りの有らん耳ぞとて
　心ゆるしてはやすべからず　（一五一）

19、さし声もさしごとまでも鼓をば
　塡てぬ道理を知らぬはかなさ　（一五二）

20、座敷にて音曲あらんその時は
　四八の拍子見合はせて打て　（一五三）

21、その人の弟子と言ひたるばかりにて
　なさぬ芸にて師の恥を言ふ　（一五四）

22、一声の内の一声大事なり
　八嶋道盛この類をいふ　（一五五）

23、繰り上げやさし声などの鼓をば
　のりてのらぬを誉むる先達　（一五六）

24、一声の五段三段二段をば
　朝夕これを打ち分けて見よ　（一五七）

25、手の品の重き軽きの心得は
　心の悟り詰め開きなり　（一五八）

26、乱曲は所きらはぬ物なれば
　手のしなじなもいづくをかせん　（一五九）

27、長短の流しの内や八頭
　舞の順逆稽古あるべし　（一六〇）

28、うけ頭ながし頭や入頭
　三つの頭を打ち分けて見よ　（一六一）

29、天地をば阿吽の二字にかたどれば
　やあの声より余の声はなし　（一六二）

30、我が心ただ井の内の蛙にて

海川知らで偏執ばしすな　(三五)

以上三十首のうち、17・18・19・21・35の五首が、歌仙系道歌に含まれるものであり、最初は三十首系道歌に集鼓之和歌から増補して歌仙系道歌が成立したものであろうと推定したが、これは「その二」で訂正した如く、歌仙系道歌が原形で、その大半を三十首道歌にまとめ、残りを鼓関係の道歌群に廻したものと考える方がよいように思う。集鼓之和歌に、歌仙系道歌に基づいて改変したと考えられる歌が多いことがその理由である。

たとえば、1の歌は、「謡ふ時身なり顔持ち大事なり常に鏡に向かひても見よ」(五)に基づくかと思われるし、9の歌の下句は「音曲に扇拍子ぞ大事なる…」(六)と同文である。11も、「謡ふ時拍子ばかりを音取りにて手吹きだてして吹くな尺八」(四)を鼓向きに改変したものであろう。16は上句が「論義こそやすく聞えて大事なれ問ふに答ふる人は少なし(二)」と同じであるが、歌仙系の形(二)が原形であることが明瞭であると思われる。18も「京田舎かはりのあらん耳そとて筋なくうたふことなかるべし」(三)と上句が同じく、単に両者を比較しただけでは先後を決めかねるが、他の類似歌の場合を参照すると、これまた歌仙系の形に基づいて集鼓之和歌が改訂したものと思われる。25も「口の内重き軽きの心得は心の悟り舌のさへづり」(三七)の改変。29と三(下句、やあの二字をば誰か知るべき)との関係も、「その一」では29を原形と推測したが、集鼓之和歌と歌仙系道歌の全体的な関係から、三がもとであると考える方がよいようである。

右の如く、集鼓之和歌には、歌仙系道歌に基づいて内容を鼓向きに改変したと見られる歌が多いから、その成立年次も、歌仙系道歌よりは後に相違あるまい。逆に言えば、歌仙系道歌の成立は集教之和歌より以前ということであるが、その意味で、集鼓之和歌を記載する鼓伝書が、『袖かゞみ』は天文廿二年、『拍子秘書』は天文七年と、天文年間の奥書を持っていることから、歌仙系道歌の成立を天文以前と推測することも許されるかと思う。「その二」に紹介した『永正大永元安伝書』の音曲道歌の末に大永八年の年記があつたことも参照せられる。

さて、集鼓之和歌は、宮増弥左衛門の鼓伝書に合写されているだけに、宮増伝書の記事からもかなりの影響を受けている。たとえば冒頭の「第一に…」から「第五には…」の五首は、集鼓之和歌に続いて書かれている「集鼓風鼓之開書」の冒頭部に、

第一身なり御心可レ有事
第二顔くせなきやうに御心がけ可レ有事
第三声に力を入候て声の高きはいやしく聞にくきものにて候(をのづから出てゆうあるがよく候)
第四刻み高きはいやしく聞え候　殊にしたるきかたへかたふき申候
第五乙がちなるも耳かしましく候…

とあるのと、内容的にも類似し、第一第二と並べた形も同じである。右の記事を道歌の形に編成したものに相違あるまい。

一、一声によりてのらぬ一声有。さしごゑにて言ひ出す一声はのらぬがよく候也。
一声の内の一声とも云也。たとへば八嶋道盛、かやうの類の一声は……一声の内の一声とも云也(袖かゞみ)

の内容を整理した形が、22の歌と見られる。このように宮増伝書の内容と関係が深いので宮増弥左衛門自身が集鼓之和歌を作ったということも考えられないことではないが、宮増以外の人物が、宮増の伝書などに基づいて作つたと見る方が可能性が強いようである。

(41・12・2)